（その１）

収支報告書

令和 7 年分

※該当箇所に ✓ すること

（　　年　月　日開催分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称　さんぱいじょうけんせつはんたいうんどうようぎかい
産廃場建設反対運動評議会

2 主たる事務所の所在地　熊本県球磨郡あさぎり町深田西205

3 代表者の氏名　矢野　恵

4 会計責任者の氏名　平井　利光

事務担当者の氏名　矢野　恵
熊本県産業廃棄物対策評議会
政治団体 人吉球磨本部
（電話）090 − 4482 − 4650
会長　矢野　恵
（電話）〒868-0444
熊本県球磨郡あさぎり町深田西205番地
TEL 0966 (45) 3855
携帯 090-4482-4650
（電話）　−

政治団体の区分

- □ 政党
- □ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- □ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- □ 有
- ☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- □ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年　月　日から
年　月　日まで

受付
8.5.27
熊本県選挙管理委員会

済

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額				0
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）				0
支　出　総　額				0
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				0 人

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ｳ) 政治団体からの寄附				0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計　（ア ＋ イ）				0	

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年5月27日

政治団体の名称　産廃場建設反対運動評議会

会計責任者の氏名　平井利光

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名・押印等）を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。